

引上げ分の地方消費税収（社会保障財源分の市町村交付金を除く。）又は市町村交付金（社会保障財源分）が充てられる
 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入)		
・市町村交付金（社会保障財源分）		127,667 千円
(歳出)		
・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費		789,955 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税(社会保障財源分の市町村交付金)	その他
社会福祉	児童福祉事業	205,039	160,494	0	1,866	10,662	32,017
	小計	205,039	160,494	0	1,866	10,662	32,017
社会保険	介護保険事業	249,623	14,109	0	0	58,832	176,682
	国民健康保険事業	104,260	61,397	0	0	10,708	32,155
	後期高齢者医療保険	231,033	35,699	0	5,330	47,465	142,539
	小計	584,916	111,205	0	5,330	117,005	351,376
合計		789,955	271,699	0	7,196	127,667	383,393

※社会保障4経費：消費税法第1条第2項に規定する経費

※社会福祉：生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめることを意味し、具体的には、生活保護・児童福祉・母子福祉・高齢者福祉・障害者福祉など

※社会保険：保険的方法によって社会保障を行う制度の総称で、法令に基づき実施される強制保険的な制度を意味し、具体的には、国民健康保険・介護保険・年金など

地方単独事業及び国庫補助負担金事業における社会保障施策に要する経費に充当し、各事業の一般財源で按分しています。